

履修方法

1. 通則

- (1) 入学時に一つの研究指導を選択する。
- (2) 学生の研究指導を担当する教員を指導教員とし、論文の作成、研究一般については、その指導に従う。
- (3) 副指導教員が指定された場合は、指導教員に加え、副指導教員からの論文の作成、研究一般についての指導に従う。

2. 修士課程

- (1) 修士の学位を取得するためには、2年以上在学し、所定の授業科目について31単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格しなければならない。
- (2) 前項の31単位は、次の区分によって履修すること。

区分	所定単位
講義科目	13単位以上
演習科目	15単位または18単位以上
合計	31単位以上

- (3) 原則として第1年度には講義科目（コア科目を含む）13単位を取得しなければならない。
- (4) 講義科目のうち、コア科目から最低2科目4単位を取得しなければならない。
- (5) 講義科目の選択は、原則として環境・エネルギー研究科内に置かれた科目の中からとするが、4単位に限り他の研究科および協定による他大学大学院の授業科目から選択できる。
- (6) 指導教員が担当する演習科目は、原則として在学年度において必ず履修しなければならない。
- (7) 環境・エネルギー研究科では、学部設置科目の後取り履修は認めない。
- (8) 教育研究上有益と特に認めるときは、理工学術院内の学部の4年次に履修した大学院授業科目を、4単位を上限として大学院環境・エネルギー学研究科の既修得単位として認定する。

3. 博士後期課程

- (1) 博士の学位を取得するためには、通常3年以上在学し、指導教員の行う研究指導を受けなければならない。
- (2) 環境・エネルギー研究科内に設置された講義科目は指導教員の了解のもとに聴講することができる。他研究科の講義科目についてもこれに準ずる。